

地域指導者および兼業兼職の地域指導者の登録について

今年度の反省、次年度以降の手続き簡略化を図るために、次のような方法にて指導者登録を進めていきますので、ご理解ご協力の方よろしくをお願いします！

◆全員に準備していただくもの

①指導者宣誓書

②指導者登録申請書（継続は簡略化）

※自営の方、事業所等の所属がない方、または所属先に提出が不要な方は、

①、②を作成準備し監事務局へ提出

※兼業兼職が認められていない事業所の方も提出してください

◆学校関係以外の公務員および一般企業勤務の方

③営利企業等従事許可申請書（公務員関係、会社員版を活用）

※職場に各自で提出してください。

※簡略化できる事業所については、下段の所属長押印で完了

（公務員関係、公務員に準ずる事業所は④が必要になると思います！）

④営利企業等従事許可書（市外学校・一般・自営版を活用）

※各職場に様式がある場合は、職場ものを活用。ない場合のみ活用

※③の申請書の押印で簡略化が難しく、様式が必要な場合に活用

※④の押印は事業所に一任します

※①、②、③を作成準備。④は職場のもの優先、ない場合は作成準備

①、②、③または①、②、③、④を監事務局に提出

◆伊達市立以外の学校関係者

③営利企業等従事許可申請書（市外学校用を活用）

※職場に各自で提出してください。

※簡略化できる市外学校については、下段の所属長押印で完了

（道立学校等は④が必要になると思います！ 近隣市町？）

④営利企業等従事許可書（市外学校用）

※各職場に様式がある場合は、職場ものを活用。ない場合のみ活用

※④の押印は各学校判断

※①、②、③を作成準備。④は職場のもの優先、ない場合は作成準備

①、②、③または①、②、③、④を監事務局に提出

◆伊達市立学校関係者

③営利企業等従事許可申請書（市内学校用を活用）

※職場に各自で提出してください。

※市内学校については、業務軽減のため下段の所属長押印で完了。④不要とします。

※①、②、③を作成準備。提出日の連絡後、監事務局に提出

◆依頼文書について

- ・事務局で地域指導者確定後、市内中学校等の協力も得ながら発送予定です。依頼文書に提出期日、提出方法を記載します。